

平成25年3月11日  
株式会社 ニトリホールディングス

## 安倍政権の賃金引き上げ要請に賛同した給与改定実施について

2013年 春季労使交渉 妥結  
**ニトリ総合職社員 月例給**  
**一人平均2.31% 金額7,159円引き上げ**  
一人平均 定期昇給5,051円＋ベースアップ2,108円

株式会社ニトリホールディングス(本社:札幌市北区 代表取締役社長:似鳥 昭雄)では、2013年春季労使交渉において本日3月11日(月)に労使妥結に至りました。今回の妥結内容のうち、株式会社ニトリの総合職社員(対象人数3,085名、平均年齢30.2歳)の月例給につきまして、一人平均前年比2.31%、金額7,159円(定期昇給5,051円＋ベースアップ2,108円)引き上げることいたしました。また、その他社員群、パート・アルバイト社員についても同日労使妥結いたしました。

### ■ 2013年 春季労使交渉における考え方

デフレが続く中、当社はこれまでも物価の変動に左右されることなく、社会水準を上回る給与の引き上げに取り組んでまいりました。(前年実績 一人平均2.01% 金額6,126円)

海外品輸入主体の当社にとって、今の円安基調は逆風であり、1円の円安で約11億円の影響があります。しかし、政府のデフレ脱却へ向けた一手とする賃金引き上げ要請と他社動向を鑑み、『国民の暮らしを豊かにする』ことを経営理念に掲げる当社としても例年以上の給与引き上げを決断いたしました。若手や子育て世代の社員を中心に、安定的に支払われる月例給与分をベースアップし引き上げることは社員自身の消費行動につながるものと考えます。また『国民の暮らしの豊かさ』実現に向け、社員が安心して業務に邁進できる環境づくりにもなることから、今春季労使交渉において物価引き上げ目標の2.0%を上回る2.31%の給与引き上げを行うこといたしました。

< 本リリースに関するお問合せ先 >

株式会社ニトリホールディングス 広報部

担当: 江河(えがわ)

TEL:03-6741-1213/FAX:03-6741-1263